30年飛び級 基本編　第27講『保険は、人生で出会う順に並べるとわかる』の付録

人生で出会う保険の順

生まれてから家を持つまでに出会う保険を、年齢の順に並べました。強制か任意か、だれが払うかを見てください。

時期	場面	出会う保険	強制か任意か	だれが払う
0歳〜	病院にかかる	**健康保険（親の扶養に入る）**	強制	親の保険料。窓口は小学校に入るまで2割・69歳まで3割（自治体の助成もある）
小・中・高	学校でけがをする	**学校の災害共済給付**	学校が契約・保護者が同意（加入は約95%）	国・学校の設置者・保護者。自分のけがへの給付で、相手への賠償は出ない
小・中・高	自転車で人にけがをさせる	**個人賠償責任保険（自転車保険・特約など）**	34都府県＋富山県で条例上の義務（罰則の有無は条例ごと）	保護者（未成年なら、条例で入る役目は保護者）
16歳〜	原付に乗る	**原付の自賠責＋任意保険（または特約）**	自賠責は強制・任意保険は任意	本人か保護者
18歳	大人になる	**どの保険も、自分の名前で契約できる**	—	本人（未成年のときの取り消しは使えない）
18歳〜	車を運転する	**自賠責（車に付く）＋任意保険**	自賠責は強制・任意保険は任意	契約する人（親か本人）。親の保険は年齢の条件を見直す
18〜22歳	大学・専門学校	**学生向けの保険・共済（けがと賠償）**	大学で一括加入の例もあるが、基本は任意	本人・保護者
18〜22歳	一人暮らし	**賃貸の火災保険（家財・借家人賠償・個人賠償）**	任意	本人・保護者。親の保険の「別居の未婚の子」も確かめる
高校〜大学	アルバイト	**労災保険（雇用保険は、昼間の学生は原則として入らない）**	強制（雇う側の義務）	労災は全額雇う側
20歳	国民年金に入る	**国民年金（障害年金の入口）**	強制	本人。学生は学生納付特例で猶予できる
就職	会社員になる	**健康保険・厚生年金・雇用保険・労災**	強制	本人と会社（労災は会社）
家を買う	住まいを持つ	**火災保険＋地震保険（火災保険の30〜50%）**	任意（地震保険は火災保険とセットでだけ入れる）	本人

選ぶ前に、この順番で確かめる

1. **公的な保険で何が出るか**（健康保険・年金・労災）
2. **家族ですでに入っているもの**（とくに個人賠償責任の特約。自転車保険の代わりになっていることがある）
3. **足りない分だけ**、自分で選ぶ

34都府県＋富山県

条例で自転車保険（個人賠償責任保険など）への加入を義務にしているところ（令和6年4月1日現在の34都府県に、2026年10月1日から富山県が加わった）。罰則の有無は条例ごと

9,521万円

小学生（11歳）の自転車事故で、母親に支払いが命じられた判決の例（神戸地裁 平成25年7月4日）

死亡3,000万円・傷害120万円

自賠責保険の上限（被害者1人につき。後遺障害は75万〜4,000万円・等級による）。自賠責は人へのけがだけで、物の壊れは出ない

困ったら 188

消費者ホットライン（契約や勧誘のトラブル）

第27講を読む

主な出典：金融庁（公的保険のポータル）・国土交通省（自転車損害賠償責任保険等への加入促進／自賠責保険）・日本スポーツ振興センター（災害共済給付）・日本損害保険協会・損害保険料率算出機構・財務省（地震保険）・日本年金機構・厚生労働省。
2026年10月20日に確認。使うときは必ず最新の公式の情報を確かめてください。　秋元進吾（akimo10shin5.com）